

アメリカでは、大人もはしゃぐハロウィーンが終わると、11月は感謝祭

(Thanksgiving Day、第4木曜日)と12月のクリスマスで、大いに

人々は盛り上がるのです。(大人も子供も爺ちゃんも婆ちゃんも)

何だか、アメリカ人を見てるとハロウィーン、感謝祭、クリスマスの為に

1年かけて仕事をしているのではないかと思うほどでございます。

しかも、アメリカ経済のGDP (Gross Domestic Products、経済の規模の指標)

の7割を占める個人消費の行方を感謝祭から始まる年末商戦が左右します。

QE3 (量的緩和、Quantitative Easing 3段目) の縮小のタイミングが

騒がれているだけに、今年は、特に注目でございます。

さて、今回、とても久しぶりの「藤田雅彦のちょっと気になる物事」は、

////////////////////

● 気になる言葉として、

——NISA (ニーサ) のこと、その使い方についてお話します。

////////////////////

その前に

私が事務局をつとめる全国経営診断士会主催のセミナーをご紹介します。

11月16日（土）午前10時～12時

飯田橋、NBD 三義ビル 4階セミナールーム

テレビでもご活躍のファイナンシャル・プランナー 川島登美子先生

をお招きして、「アベノミクス（インフレ）対応型の保険を知ろう!!」

という題名でお話をさせていただきます。

全国経営診断士会の会員は無料ですが、一般の方の参加費は、5,000円
（お弁当代込み）

どのような方にも、大変に分かりやすくお話させていただきますので、

いつも好評をいただいております。

また、経営者、コンサルタントやファイナンシャル・プランナーの

プロの方にも、ご参考にしていただける内容でございます。

12時から13時は、お昼ご飯を食べながらの交流会を行います。

詳細は、こちらです。

<http://ifpc.co.jp/20131116kawashima.pdf>

ご都合がございましたら、是非ご参加ください。

=====
気になる言葉 >>>
=====

NISA（にーさ）って、なにさ？とか、

始めよう!! ニーサ。とか、

無料で、NISA。とか、

最近、NISAのCMを見ない日がないぐらいに、

盛り上がっております。

さて、NISA（ニーサ）とは、平成 26 年 1 月（来年から）から始まる

少額投資非課税制度の愛称でございます。

当初は、日本版 ISA（アイサ）とかが愛称の候補でした。

頭文字意味（直訳と意識）は、こんな感じでしょうか？

N : Nippon（日本の）——>20 歳以上の日本国内居住者のみ

I : Individual（個人の）——>法人は入れません

S : Savings（貯蓄のための）——>売ったり買ったりの繰返しはダメ

A : Account（口座）——>別途に口座を開設してください
一人一口座です（4 年ごとに変更可能）

日本語では、少額投資非課税制度

少額：1 年間で 100 万円、5 年間あるので、最大 500 万円が上限

投資：上場株式、公募株式投資信託など、いわゆる「投資」っぽいもの

なんと、外国上場株式、外国籍公募株式投資信託、

はたまた、上場 REIT（不動産投資信託）などは投資対象

逆に、公社債や公社債投資信託は対象外

(いわゆる、ローリスクローリターンものはダメ)

非課税：どんだけ儲かっても、配当や分配金、譲渡益は非課税

(譲渡益は、**Capital Gain**：キャピタルゲインといいます)

逆に、損をしたら、まるまる自己責任

制度：来年からの増税の目くらましの為にとってつけたような「制度」

なので、いろいろと注意が必要な制度

ISA は、1999年にイギリスで導入された制度で、今では、国民の4割

が利用しているそうです。(たぶん、使いやすい制度なのでしょう)

では、NISAの注意点をいくつかお伝えいたします。

1、NISA口座は、今までに保有の特定口座等とは、全く別口座です。

特定口座の場合は、口座内で損益通算できたりしますが、NISAには

ありません。また、特定口座とかで損失が出て、確定申告したら、

その後、3年間、損失を繰り延べられますが、NISAでは、ありません。

(損をしたら、それでお仕舞い)

(この部分は、難しいので、個別にお尋ねください。)

2、5年間の非課税期間の使い方

例えば、100万円投資して、半年後に150万円に値上がりしたので、

売却した場合、非課税ですので、150万円受取れます。

来年から、株式や投資信託は、20.315%（復興特別所得税を含む、今は

10.147%）の税金がかかるので、50万円の20.315%が引かれます。

受け取りは、約140万円なので、NISAを使うと約10万円の得。

100万円の枠は、一度、売ってしまうと、無くなります。一度きり。

逆に、値下がりした場合、多くの方は、5年間値上がりを待つかもしれません。

5年後に特定口座等に移す場合、その時の時価が取得価格になります。

なので、値下がりして、移して、その後値上がりした場合、

例、100万円投資して、50万円に下がり、その後、100万円に戻って売却、

すると、50万円の利益とみなされ、約10万円の税金を取られてしまいます。

(自分は、儲けたという意識がないのに、課税されるということです。)

だいたい、まとめますと、

NISA では、値上がりすれば、悪いこと無し、値下がりすると面倒くさい。

こんな感じで、ございます。

なので、

今後 5 年間で、値上がりしそうな株式や投資信託、または、高分配で、

基準価額が下がりそうにない投資信託なら、うってつけです。

また、資産形成は、NISA だけではありませんよ。いろいろあります。

迷ったら、是非、資産形成の専門家にご相談ください。

株式会社アイエフパートナーズでは、無料で NISA のご相談を承ります。

お気軽に、電話、メールでご相談ください。

ちなみに、NISA 口座開設には、住民票が必要です。そして、税務署の

承認を受けるので、早めに申込をしていただかないと、来年すぐに、

投資が出来ない状況になりつつあるそうです。(税務署は、遅い!!)

「藤田雅彦のちょっと気になる物事」について

ご意見・ご感想などお寄せいただけると嬉しいです。

11月16日の全国経営診断士会の土曜セミナー、是非とも

ご参加くださいませ。

詳細とお申込みはこちら。

<http://ifpc.co.jp/20131116kawashima.pdf>

「誰か教えて! 一生にかかるお金の話」好評発売中です。

アマゾンへ、こちらです。よろしくお願ひします。

↓↓↓

<http://amzn.to/zg01fJ>

なお、本メールに心当たりがない方や、配信を望まれない方は、
「配信不要」と返信いただければと存じます。

資産運用、資金調達のご相談は、株式会社アイエフパートナーズ (IFP)